

本邦初!「家族不動産管理処分信託」の取扱いを開始しました!

2019年4月22日

当金庫は、信託代理店契約先である「ほがらか信託株式会社」の「家族不動産管理処分信託」の取扱いを開始しました。

本信託は、本邦初(*)の民事信託と商事信託のハイブリッド型停止条件付不動産信託です。不動産を所有するお客さまの「不動産管理が可能のうち、自身で不動産管理を行いたい」というご要望にお応えするもので、認知症等による意思判断能力低下の備えとして資産管理面等でご支援するものです。

(*)2019年4月当金庫調べ

取扱開始日 2019年4月15日

概要

- ご本人さまが健康な間に、停止条件付民事信託と任意後見契約を締結いただきます。
- ご本人が財産管理可能な間は、自由に管理・処分することができます。
- 管理が難しくなったり認知症等で意思判断能力が低下したりした際は、信託の効力が発動し以降はご家族の方が信託受託者として管理されます。
- ご融資を必要とする際は、民事信託契約書に基づき、ご家族の方(信託受託者)名義で融資手続きを行うこともできます。

なお、ご本人さまが死亡したこと等により、融資を全額返済すべき事由が生じた時は、ご家族より「ほがらか信託株式会社」へ受託者変更のお手続きのうえ、信託条項に基づき対象不動産を売却しご返済いただきます。

*お取扱いには手数料がかかります。

*融資のお取扱いについては所定の審査がございます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

西武信用金庫 個人推進部 ☎03-3384-6145 当金庫営業日9:00~17:00